

湯河原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月2日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第(1)号

湯河原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

湯河原町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年湯河原町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条の改正規定中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。